

議 会 資 料	議案第 76 号
水道工務課	

志摩市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

水道施設の老朽化等による工事等の増加に対し、布設工事監督者の十分な配置が出来ないこと、また、水道技術管理者の配置が困難な水道事業体があることなど、技術職員数の減少への対応策の一つとして、水道法施行令及び水道法施行規則において布設工事監督者等の資格基準に関する事項が改正されました。このことに伴い、本市においても水道法施行令等と同等の資格基準とするため、条例改正を行います。

2. 改正する条例の要点

(1) 布設工事監督者の資格（条例第3条）の改正要点

①	技術上の実務経験年数の改正を行います。
②	学科要件に、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を追加し、それぞれ実務経験年数を規定します。
③	国家資格の1級土木施工管理技士を追加し、実務経験年数を規定します。
④	履修科目による分類から専攻課程への分類に統一します。

(2) 水道技術管理者の資格（条例第4条）の改正要点

①	布設工事監督者の資格を削除します。
②	各学歴の分類に土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を追加し、それぞれ実務経験年数を規定します。
③	国家資格の技術士上下水道部門及び1級土木施工管理技士を追加し、それぞれ実務経験年数を規定します。
④	履修科目による分類から専攻課程への分類に統一します。

3. 改正による効果等

資格基準の緩和や範囲の拡大により、人口減少や施設の老朽化、職員数の減少といった水道事業が直面する課題に対応し、老朽化した水道施設の更新や耐震化工事など、喫緊の課題への対応をより円滑に進めることができるようになります。

志摩市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年志摩市条例第47号)新

旧対照表

現行	改正後（案）
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年以上</u> 水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む_____。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>_____</u> <u>_____</u>において土木工学科又は <u>_____</u>これに相当する課程を修めて卒業した後、<u>1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程 <u>_____</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。)又は <u>_____</u>高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)<u>_____</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了

した後_____)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) (略)

した後。次号において同じ。)、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 短期大学等において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) (略)

(8) (略)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する

(10) (略)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者を含む。次号及び第4号において同じ。))については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。第4号において同じ。)を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した

学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。))を修了した場合を含む。)後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号_____に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

者については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程 以外の課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程_又は前号に規定する課程_に相当する課程_を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)	(6) (略) (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)</u>であって、<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>
----------------	--

布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する見直しの要点

1. 資格要件に関する見直し（案）要点

布設工事監督者

①実務経験年数に他分野の実務経験を加味

- 必要な実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には、工業用水道、下水道、道路及び河川分野における設計、積算及び現場監督等の実務経験についても算入可能とする。

②学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加等

- 現行の学歴・学科要件では、土木工学科以外の学科を考慮していないが、機械工学や電気工学においても技術上の監督業務に必要な基礎工学を履修することに加え、水道施設における機械、電気等の設備についての知識、経験等を布設工事監督者に活かすことができる。
- 「衛生工学若しくは水道工学に関する学科目」の履修をもって、技術上の実務経験年数を1年間短縮する必要性が乏しい。

③国家資格（1級土木施工管理技士）の追加

- 布設工事の監督には、水質管理に関する知識も必要であるが、工事としては土木工事の形態をとる場合が多いことから、一定の水道の工事に関する実務経験を積み、1級土木施工管理技士を布設工事監督者として位置づけることが適当。

④小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者（知事認可）の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に見直し

- 小規模事業者の場合、1つの課で水源から給水まで担当することが多く、大規模事業者より短いサイクルで水道全般に関する経験を積むことができる。
- ただし、実務経験については水道に関する実務経験のみとする。

水道技術管理者

①小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者（知事認可）の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に見直し

- 上記④と同様。

2. 資格要件見直し（案）

■布設工事監督者の資格要件（令第5条）

分類			技術上の 実務経験※
大学卒業 ＜短期大学を除く＞ （ ）内は、大学院にて1 年以上衛生工学若しくは水 道工学に関する課程を専攻 した場合	土木工学科又は これに相当す る課程	衛生工学又は 水道工学を履修	2年以上 （1年以上）
		上記以外を履修	3年以上 （2年以上）
	機械工学科・電気工学科又はこ れに相当する課程		4年以上 （3年以上）
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程 修了	土木工学科又は これに相当する課程		5年以上
	機械工学科・電気工学科又はこ れに相当する課程		6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科又は これに相当する課程		7年以上
	機械工学科・電気工学科又はこ れに相当する課程		8年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ			10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択		1年以上
1級土木施工管理技 士 2次検定合格	—		3年以上

※1 給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業（原則、法第46条第1項に規定する知事認可）、簡易水道事業の場合は必要年数は半分

※2 技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分以上は水道に関する実務経験を有すること（給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業（原則、法第46条第1項に規定する知事認可）、簡易水道事業は除く）。⇒残りの実務経験年数に、工業用水道、下水道、道路、河川の実務経験も算入可能。

■水道技術管理者の資格要件（令第7条）

分類		技術上の 実務経験※
布設工事監督者の資格を有するもの（簡易水道事業は除く）		不要
大学卒業 ＜短期大学を除く＞	土木工学	3年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学	5年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学	7年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	9年以上
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理 技士 2次検定合格	—	3年以上
厚生労働大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了		不要

※ 給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業（原則、法第46条第1項に規定する知事認可）、簡易水道事業と1万m³/日以下の専用水道の場合は必要年数は半分